短期利用居宅介護については、厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第９５号）に適合するものとして、市町村長に届け出た小規模多機能居宅介護事業所において、所定単位数を算定できることとなっています。

短期利用居宅介護費の算定要件等については、次のとおりです。

○　登録者の数が登録定員未満であること。

○　利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

○　利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日以内）の利用期間を定めること。

○　特定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。

○　指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

なお、短期利用に活用可能な宿泊室の数　宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものです。

【短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式】

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員-当該事業所の登録者の数）

÷当該事業所の登録定員（少数点第一位以下四捨五入）

【例】宿泊数が９室、登録定員が２５人、登録者の数が２０人の場合

　　　９×（２５－２０）÷２５＝１．８

この場合、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は２室となります。このため、宿泊室数が９室、登録定員が２５人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が２３人以下である場合のみ算定可能となります。

つきましては、算定要件等に該当する場合は、『小規模多機能型居宅介護（短期利用）に係る届出書』を町ホームページからダウンロードし、運営規定、重要事項説明書を添えて、御船町福祉課介護保険係へご提出ください。

なお、要件を満たさなくなった場合には速やかに、その旨を届け出てください。